

SDGs ファイナンス促進支援事業補助金（個人を預金者として対象に含むSDGs 預金）交付要綱

令和 8 年 7 月 1 日
8 産労総国第 1 4 9 号

（交付の目的）

第 1 条 この補助金は、個人が購入できるサステナブル関連商品の充実を促すため、東京都（以下「都」という。）と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関が取り扱う個人を預金者として対象に含むSDGs 預金（以下「個人向けSDGs 預金」という。）の実行に当たり、必要となる費用の一部を支援するものである。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

一 連携金融機関

都と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関

二 個人向けSDGs 預金

個人を預金者として対象者に含む国内で販売される預金商品のうち、次のことについて外部評価機関のレビューを受けたフレームワークにより構築、運用されるもの。なお、当該預金商品が同一商品において法人を併せて対象とすること、及び円貨建て又は外貨建ての別は問わない。

ア 「グリーンボンド原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」への適合性、準拠性、又は整合性について、外部評価機関等から意見、評価を取得したフレームワーク

イ 「ポジティブ・インパクト金融原則」（国連環境計画金融イニシアティブが策定したPIFに関する原則）への適合性、準拠性、又は整合性について、外部評価機関等から意見、評価を取得したフレームワーク

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付対象となる業務（以下「補助対象事業」という。）は、連携金融機関が個人向けSDGs 預金の構築・運用のためのフレームワークを策定する際に受ける第三者外部評価機関によるレビュー業務とする。

（交付の対象）

第 4 条 補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、連携金融機関とする。

(補助対象事業期間)

第5条 補助対象事業期間は、当該年度の4月1日から当該年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものであって、都が必要かつ適切と認めたものとし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助対象事業期間内に契約が締結され、役務の提供と支払が完了されている経費に限り、消費税及び地方消費税相当額、官公署に支払う費用等、サービスの提供の対価に該当しない経費は除くものとする。

(交付額の算定方法)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費から同一の融資に関して国や他の地方公共団体等から交付を受けた補助金又は助成金の額を控除後、別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、次の各号の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる書類を都に提出し、本補助金の交付を申請するものとする。

- 一 補助金交付申請書(様式第1)
- 二 経費内訳(様式第1別紙1)
- 三 補助対象事業実施計画書(様式第1別紙2)
- 四 見積書又は請求書(経費の内訳が分かるもの)
- 五 登記事項証明書(現在事項全部証明書)(直近3ヶ月以内に取得したもの)(写し)。ただし、連携金融機関応募時に提出した日から3ヶ月以上経過した場合に限る。
- 六 印鑑証明書(直近3ヶ月以内に取得したもの)(写し)。ただし、郵送により申請する場合に限る。
- 七 暴力団排除に関する誓約書(様式第1別紙3)
- 八 その他都が必要と認める書類

2 前項の申請は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- 一 申請は、当該年度の3月20日までに行われること。ただし都が認めた場合については、この限りではない。なお、当該日が東京都の休日に当たる場合は、その直前の開庁日とする。
- 二 申請は、1つの補助対象事業につき、第5条に規定する補助対象事業期間において1回とする。

三 補助を受けたフレームワークに基づくSDGs預金商品が、補助を受けた年度の年度末から1年以内に実施されること。

四 次条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)は、交付決定又は変更交付決定の通知を受けてから、遅滞なく、SDGs預金が個人を預金者として含むものとして販売されたことを客観的に確認できる広告資料等の書類を都に提出すること。

(交付の決定)

第9条 都は、補助金交付申請書又は次条に規定する変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書又は様式第3による変更交付決定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。

(変更交付申請)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第4による変更交付申請書を都に提出しなければならない。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付の決定には、以下の条件が付されるものとする。

一 都は、補助対象事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して、補助対象事業の経理について調査、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

二 補助対象事業者は、都が必要と判断した調査やデータ等の提供を依頼した場合は、これに協力するものとする。

三 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、軽微な変更である場合を除いて、様式第5による事業計画変更承認申請書を都に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、前条に定める手続によるものとする。

四 補助対象事業者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を都に提出して承認を受けなければならない。

五 補助対象事業者は、補助対象事業が当初の契約期間内に完了しないと見込まれる場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を都に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の補助対象事業完了予定期日が変更前の補助対象事業完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、変更前の補助対象事業完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

- 六 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行の状況について、都の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を都に提出しなければならない。
- 七 補助対象事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助対象事業者の名称、住所又は役員等の変更が生じたときは、遅滞なく都に報告しなければならない。
- 八 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、都の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 都は、調査等の結果、補助対象事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じることができる。この場合において、補助対象事業者がこの命令に違反したときは、都は、当該補助対象事業の一時停止を命じることができる。
- 十 都は、調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

（申請の撤回）

- 第12条 補助対象事業者は、第9条の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。
- 2 前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回するときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に様式第9による届出書を都に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第10及び様式第10別紙による完了実績報告書を都に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第14条 都は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第 12 による補助金請求書を都に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 都は、補助対象事業者から第 11 条第四号による補助対象事業の全部若しくは一部の中止、廃止の申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合若しくは該当すると都が認めた場合は、第 9 条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第五号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助対象事業が実行されなかった場合

二 補助対象事業者が、法令等又はこの要綱に基づく都の指示等に従わない場合

三 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

四 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

五 天災地変その他補助金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、補助対象事業の全部又は一部を継続できなくなった場合

六 交付決定を受けた補助対象事業による個人向け SDGs 預金が、当該年度の 3 月 31 日から 1 年以内に販売されなかったとき

2 前項第五号の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

一 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(補助金の返還)

第 17 条 都は、補助対象事業者に対し、前条の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った補助金があるときは、当該補助対象事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、前条第五号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 都は、補助対象事業者に対し前条に規定する返還請求を行ったときは、当該補助対象事業者に対し、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）の支払いを命じるものとする。

- 2 都は、補助対象事業者に対し、前条の規定により補助金の返還を請求した場合であって、当該補助対象事業者が、都が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助対象事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）の支払いを命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算）

第 19 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。

- 2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 3 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第 20 条 補助対象事業者は、第 9 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、都の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

（調査等）

第 21 条 都は、本事業の適切な遂行を確保するために必要な範囲において、補助対象事業者に対し、補助対象事業に関する報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 都は、本事業の効果分析等のために必要な範囲において、補助対象事業者に対し、データ提供、セミナーやホームページ等での事例発表、アンケート調査等を求めることができる。

（補助内容等の公表）

第 22 条 都は、補助対象事業者の名称、代表者名、補助内容について、公表することができるものとする。

（秘密の保持）

第 23 条 都は、補助対象事業者がこの要綱に従って都に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定

のための検査等、補助対象事業の遂行に関する一切の処理等を行う目的でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年 9 月 29 日規則第 141 号）、及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。その他、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、都が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
連携金融機関が個人を預金者として対象に含む SDGs 預金商品の構築・運用のためのフレームワークを策定する際に受ける第三者外部評価機関によるレビュー業務	連携金融機関が同フレームワークを策定する際に受ける第三者外部評価機関によるレビュー業務に係る費用	上限 100 万円のうち都が必要と認めた額	2 分の 1